

第 6275 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月 5日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 慰安旅行不参加者に支給する金銭の取扱い

Q : 慰安旅行に参加しない社員に一定の金銭を支給しようと思っておりますが、どのような取扱いになりますか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

会社が、役員又は使用人のレクリエーションのため、社会通念上一般的に行われていると認められる旅行、会食、演芸会又は運動会などの費用を負担した場合は、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、給与として課税しなくてよいこととされています。

ただし、役員や特定の社員だけを対象としてこれらの行事の費用を負担するという場合は、それらの者に対する給与として課税されます。

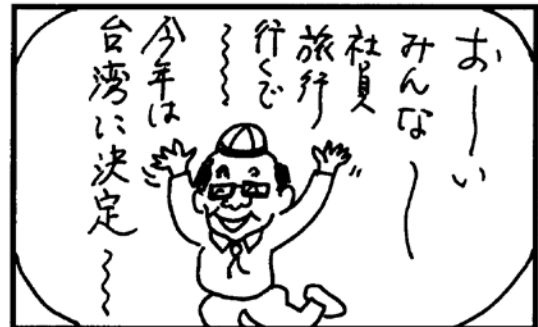
また、不参加者に対して金銭を支給する場合には、不参加の理由によって次のように取り扱われることとなっています。

①会社都合の場合

不参加が会社の業務などによるものである場合には、その不参加者に支給する金銭は給与として課税の対象とされます。

②自己都合の場合

自己都合で参加しなかった者に金銭を支給する場合は、不参加者だけでなく、参加者全員について、給与課税がされることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】